

◆ 被扶養者認定について ◆

被扶養者の認定を受けるためには認定条件全てを満たす必要が御座います。健保では提出された書類等を総合的かつ厳正に審査した上で被扶養者に該当するか判断致します。

（書類が全て揃った時点で審査となります。記入漏れや添付書類漏れがあった場合は認定審査が遅れます）

- ① 被保険者に経済的扶養能力があること
- ② 家族内に優先扶養義務者が他にいないこと（※1 参照）
- ③ 扶養にしたい家族が「主として被保険者に生計を維持されている」（被保険者がその家族の生活費の殆どを主として負担している）事実があること
- ④ 被保険者と同居して家計を共にしている場合
 - 被扶養者の年収が 130 万円未満でかつ被保険者の年収の 1/2 未満であること
（60 歳以上、又は障害年金受給者は 180 万円未満。年収には年金や恩給も含む）
- ⑤ 被保険者と別居している場合
 - 被扶養者の年収は④と同じ年収基準に加え、被保険者の仕送り送金額を下回っている事

【 被保険者の範囲 】（健康保険法第 3 条第 7 項）

- 1. 被保険者の直系尊属、配偶者（未届出だが、事実上婚姻関係にあるものを含む）子、孫及び兄弟姉妹
- 2. 被保険者と同一世帯に属する 3 親等内の家族で、前号に掲げる者以外の者
- 3. 被保険者の配偶者で未届出だが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子で被保険者と同一世帯に属する者
- 4. 3. に掲げた配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、同一世帯に属する者
（ここでいう同一世帯とは原則、被保険者と住民票上で同一世帯であり、家計を共にする事。
世帯分離は別居扱いとなります）

【 優先扶養義務者について 】（民法 752・760・761 条） 〈 ※1 〉

申請対象者に優先扶養義務者が他にいないことが原則です。

民法では夫婦や直系血族および兄弟姉妹の間に扶養の義務がある事を定めています。

この為、被扶養者となる人（申請対象者）に優先的な扶養義務のある人がいる場合は、被扶養義務のある人が扶養しなければなりません。

認定に際し、被扶養者となる人の優先扶養義務者の有無と優先扶養義務者の扶養能力の確認の為、収入証明等被保険者が扶養しなければならない理由を確認します。

申請対象者		優先被扶養義務者
配偶者	→	被保険者
母又は父	→	父または母
兄弟姉妹・孫	→	両親

収入とは・・・過去における収入ではなく被扶養者に該当する時点以降の収入の見込み額をいいます。
月に 108,333 円未満（60 歳以上又は障害年金受給者は月に 150,000 円未満）

≪被扶養者の認定にかかる収入の範囲≫

給与収入・各種年金収入(厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、 農業者年金、各種の恩給、遺族年金、障害年金など) 事業収入・不動産収入・健康保険の傷病手当金や出産手当金 雇用保険失業給付又は傷病手当・生計費、養育費等・その他継続性のある収入（株取引含む）

【 収入のあるものについての被扶養者認定 】

収入の認定基準があり、それを満たさない場合は被扶養者になれません。

収入の額は直近の収入から今後の収入を推計します。全ての総収入額が認定基準額未満である事が必要です。

◆同居している場合：

申請対象者の年間収入が、130 万円未満（60 歳以上又は障害年金受給者は 180 万円未満）で、被保険者の年間収入の 1/2 未満であること。

認定基準額は年間の総計ではなく、月に 108,333 円未満（60 歳以上又は障害年金受給者は月に 150,000 円未満）となり、基準額を超えた場合は扶養削除の手続きが必要です。

◆別居している場合：

申請対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上又は障害年金受給者は 180 万円未満）で被保険者からの仕送りよりも少ない事。（申請対象者の年間収入(130 万円未満)よりも仕送りが多い事）

仕送りは「毎月」「定期的」に仕送りすることが必要

（仕送り証明は公的証明書が必要です（振込金受取書（写）、郵便振替受付票（写）、振込明細（写）等（手渡しや、同口座の通帳とカードでのやり取り、半年分を一度に仕送りするなどとは不可）

（送金証明書等は送金人・受取人・送金金額・送金日が確認できるものが必要です。2 年間は保管して下さい。）

【 夫婦共働きの場合の被扶養者（子供等）認定基準 】

◆原則、年間収入の多い方の被扶養者とします。収入比較の為、下記書類が必要です。

- ・配偶者の最新の源泉徴収票
- ・配偶者の申請月以降の 12 ヶ月間の給与の見込み（賞与額含む）証明書

◆扶養認定が認められない場合の対応

- ①国民健康保険に遡って加入する事になります（保険料も遡って負担）
- ②失業等による場合は全加入健保組合で任意継続被保険者資格の取得（本人の喪失日から 20 日以内の手続きが必要）の方法もあります。

① ②のどちらかを選び加入してください。